

平成29年3月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成29年3月10日(金)午後2時 中辺路コミュニティセンター1階 大会議室

農業委員数39名

出席者35名

1番 山崎 清弘	2番 玉置 俊裕	4番 棒引 昭治
	6番 向日 一義	8番 森 敦孝
9番 更井 寛司	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅
13番 田渕 宏	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治
29番 坂本 茂久		31番 岡上 達
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男
37番 峯園 五郎	38番 石谷 強	39番 蔭地 明一

欠席者 3番 桑原 壽 5番 市橋 宗行 7番 前田 登
30番 松窪 俊英

事務局 局長 平田 耕一 農地係長 岡内 伸午 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 38番 石谷 強 1番 山崎 清弘

議長 皆さん、こんにちは。日差しも春めいて参りました。我々も年度末を控え、事務局共々忙しい思いをしているわけではありますが、いよいよ4月から農業委員と農地利用最適化推進委員の公募が始まるということになっております。本日はたくさんの案件がございますので、早速ご審議いただきたいと思っております。

議長 それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 田上 皆様こんにちは、まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑の2、431㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成29年2月1日です。以上、報告させていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,035㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,157㎡、他1筆、合計2,941㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、779㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、998㎡で

す。貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米1俵・持参払い、期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 413㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、年間米1俵・持参払い、期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 051㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6, 271㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万円・口座払い、期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、779㎡、他1筆、合計1, 753㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、全体で年間米1俵・持参払い、期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日の更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 006㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日の更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 529㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 179㎡、他1筆、合計3, 817㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、全体で年間21, 000円・口座払い、期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日の更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、360㎡、他1筆、合計918㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日の更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、813㎡、他2筆、合計1, 702㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、全体で35, 000円・持参払い、期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日の更新です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 092㎡、他3筆、合計3, 662㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成29年4月1日から平成35年3月31日の更新です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、899㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のすもも、期間は平成29年4月1日から平成35年3月31日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、264㎡、他1筆、合計491㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・野菜、期間は平成29年4月1日から平成34年6月30日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、277㎡、他12筆、合計4, 320㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅・みかん・八朔、全体で63, 000円・口座払い、期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日の更新です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、674㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇

〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日の新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、478㎡、他11筆、合計13,859㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日の更新です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、397㎡、他3筆、合計2,089㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日の更新です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,515㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日の新規です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,444㎡、他1筆、合計3,031㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日の新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、231㎡、他3筆、合計1,697㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のなた豆、全体で年間6千円・持参払い、期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日の更新です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、892㎡、他4筆、合計2,441㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、全体で年間2万円・持参払い、期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日の更新です。25番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,147㎡、他3筆、合計2,756㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のなた豆・小麦、全体で年間1万円・持参払い、期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日の更新です。26番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、887㎡、他1筆、合計1,339㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日の更新です。27番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、588㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日の更新です。28番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、985㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米2斗・持参払い、期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日の更新です。29番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,087㎡、他1筆、合計2,058㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日の更新です。30番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,779㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日の新規です。31番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、447㎡、他2筆、合計1,301㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日の新規です。32番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,678㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年4月1日から平

成39年3月31日の新規です。33番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 410㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日の新規です。34番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 580㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日の新規です。35番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、449㎡、他3筆、合計2, 186㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成29年4月1日から平成39年3月31日の新規です。36番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、632㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成29年4月1日から平成49年3月31日の新規です。37番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、444㎡、他2筆、合計1, 616㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日の新規です。合計37件、93筆、81, 799㎡、貸し手35人、借り手27人です。この37件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、560㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は25万円、支払方法は口座払い、支払期限、所有権移転の時期、引渡しの時期は平成29年3月22日です。以上1件、1筆、560㎡、売り手1名、買い手1名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

- 議 長 はい。ありがとうございます。それでは農用地利用集積計画の合意解約等について、ご意見ご質問はありませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 それでは、ないようでございますので、報告とさせていただきます。続いて、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番については更新ですので異議ございません。3番、4番、5番、6番についても更新ですので異議ございません。
- 議 長 はい、7番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番、8番、9番については異議ございません。
- 議 長 はい、10番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番、11番について異議ございません。
- 議 長 はい、12番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番、13番については更新ですので異議ございません。
- 議 長 はい、14番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。14番は更新ですので異議ございません。15番、16番は借り手が30歳台の若手です。異議ございません。
- 議 長 はい、17番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。17番については更新ですので異議ございません。18番についても異議ございません。19番については更新ですので異議ございません。

議 長 はい、20番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。20番については更新ですので異議ございません。21番については相続されましたが管理できないということです。異議ございません。

議 長 はい、22番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。22番、23番、24番、25番について異議ございません。

議 長 はい、26番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。26番について更新ですので異議ございません。

議 長 はい、27番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。27番について更新ですので異議ございません。

議 長 はい、28番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。28番、29番について異議ございません。

議 長 はい、30番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。質問ですが、本来なら借り手の方の担当者が発表することとなっているが、この場合はどうなるのですか。

農振課 田上 この場合の利用権設定に関しては〇〇〇〇が一時的に借り受け、新たに次の借り手の方へ権利設定が行われます。今回の場合は〇〇〇〇に利用権を設定する形になります。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。30番についてですが、この方は後継者もおられない状況です。異議ございません。

議 長 はい、31番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、32番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。32番、33番については、高齢者で後継者もおられません。異議ございません。

議 長 はい、34番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。後継者もおられず、異議ございません。

議 長 はい、35番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。35番、36番について異議ございません。

議 長 はい、37番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。父親が亡くなり、本人も管理できないということです。異議ございません。

議 長 以上、37件異議なしとのことであります。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転についてですが、〇〇〇〇さんの案件でございますので退席願います。

〇〇番 委員 (退席)

議 長 はい、それでは審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。前回の定例会のあっせんの案件でございます。異議ございません。

議 長 はい、1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、3番桑原壽委員さん、5番市橋宗行委員さん、7番前田登委員さん、30番松窪俊英委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、38番石谷強委員さん、1番山崎清弘委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、議案第6号事業計画変更申請(農地法第4条)について、報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は204㎡、他5筆、合計4,712㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は119㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5,537㎡、他6筆、合計14,559㎡の内14,548.11㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借11年間設定、経営移譲です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,472㎡、他8筆、合計9,843㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の移転です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は213㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、代物弁済です。以上5件ついて書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲受人の方は約4反をお持ちで、合計5反以上になります。異議ございません。

議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。姉弟の贈与です。異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。3番、4番は親子関係です。異議ございません。
議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。5番について異議ございません。
議	長	はい、議案第1号農地法第3条申請5件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請及び関連して議案第6号事業計画変更申請（農地法第4条）について事務局の説明をお願い申し上げます。
岡内	係長	<p>15ページをお願いします。議案第6号事業計画変更申請（農地法第4条）についてです。この2件は営農型発電施設です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は580㎡の内355㎡、他1筆、合計856㎡の内543㎡、当初計画は〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は営農型発電施設100.44kw、変更後の計画は〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は太陽光発電施設45.36kw、当初は〇〇〇〇が営農型発電施設として一時転用を行っていたが、営農計画に基づく営農が難しいため太陽光発電施設用地として恒久転用したい。また事業の一部については〇〇〇〇であることから、計画変更承認申請を行い事業の一部を承継する。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は580㎡の内225㎡、他2筆、合計1,159㎡の内616㎡、当初計画は〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は営農型発電施設100.44kw、変更後の計画は〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は太陽光発電施設55.08kw、変更理由は1番と同様です。以上2件です。引き続き、3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は580㎡の内355㎡、他1筆、合計856㎡の内543㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設543㎡、着工日、工事期間は完了済、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番は取り下げです。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は370㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は貸駐車場370㎡、着工日、工事期間は許可日より5か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は市街地化の傾向が著しい区域内にありますので、第3種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見

を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3月8日に事務局から2名、〇〇〇〇委員と私の合計4名で4条申請2件、5条申請22件、形状変更5件について現地調査を行いました。太陽光発電施設が21件となり、宅地転用はありませんでした。4条について説明させていただきます。1番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約50mのところにあります。現況は休耕畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が宅地、南側が畑・宅地、北側が排水路・宅地となり、排水関連の雨水は自然浸透となり、周辺農地への影響はありません。転用理由としては当初、営農型発電施設用地として一時転用許可を受けていたが営農計画に基づく営農が困難なため事業計画を変更し、太陽光発電施設として転用するものとのことです。隣接同意は頂いております。水利は不要です。許可相当と考えます。3番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約200mのところにあります。現況は畑です。隣接状況は北東側が畑、所有地の北西地側が宅地、南東側が私道、南西側が宅地となり、排水関連の雨水は南東側、南西側に設置する予定の側溝へと流れます。周辺農地への影響はありません。転用理由は隣接農地が宅地化されたため、周辺住民から農薬散布の際や害虫に関する苦情が出て、梅栽培が困難となったため貸駐車場用地に転用するものです。隣接、水利同意は頂いております。許可相当と考えます。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地は作物を植えておらず、営農型の太陽光パネルを既に設置しております。隣接の宅地の方も理解してくれているようです。異議ございません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2、3年前から3方向が宅地になり、無風の時でない消毒できない状況でした。異議ございません。

議 長

はい、議案第2号農地法第4条申請2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。議案第6号事業計画変更申請（農地法第4条）についても異議なしと取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長

4ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は580㎡の内225㎡、他2筆、合計1,159㎡の内616㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設616㎡、着工日、工事期間は完了済、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。この

土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は13㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場13㎡、着工日、工事期間は完了済、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。始末書有りです。私どもは農地を無許可で転用してはならないということを知らずに転用してしまいました。今般、農地法第5条の許可申請というものを知り、本申請に至った次第です。今後、このような事態をおこさないように注意いたします。この土地は都市計画用途地域内（準居住地域）にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,215㎡、他1筆、合計2,470㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅干用タンク置場2,470㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成14年2月18日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と山林に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は156㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設156㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は261㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設261㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は160㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設160㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は232㎡、他1筆、合計579㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設579㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は485㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設485㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日抜き

となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は281㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設281㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は415㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設415㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は185㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設185㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は147㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設147㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は973㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設973㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。水利同意は不要でございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は399㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設399㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意は1名の方の所在が分からない状況です。水利同意は不要でございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は588㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設588㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。16番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積

は299㎡、他1筆、合計689㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設689㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。17番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は178㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設178㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意は不要でございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。18番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は264㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設264㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は不要でございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。19番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は469㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設469㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。20番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は215㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設215㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。21番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は309㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設309㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。22番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は819㎡、他1筆、合計892㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設892㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意はございます。水利同意は不要でございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上22件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番から12番までは私の方から報告させていただきます。1番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約50mのところにあります。現況は休耕畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が宅地、南側が宅地・畑、北側が排水路・宅地となり、排水関連の雨水は自然浸透となります。転用理由としては当初、営農型発電施設用地として一時転用許可を受けていたが、営農計画に基づく営農が困難なため事業計画を変更し、太陽光発電施設用地として〇〇〇〇に賃貸借するものです。隣接同意は頂いております。水利は不要です。許可相当と考えます。2番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ約250mのところにあります。〇〇〇〇に伴う残務処理です。現況は駐車場です。始末書はあります。隣接状況は東側が雑種地、西側が雑種地、南側が雑種地、北側が雑種地となり、排水関連の雨水は自然浸透と既設水路へ排水されます。周辺農地の影響はありません。転用理由として、譲渡人は高齢で耕作できないため、倉庫の駐車場用地として譲渡したく申請するものです。隣接同意は頂いております。水利は不要です。許可相当と考えます。3番、譲渡人変更です。異議はありません。4番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約100mのところにあります。現況は休耕田です。隣接状況は東側、西側、南側、北側共に雑種地となり、周辺農地への影響はありません。転用理由として、譲渡人は後継者もなく農業経営が困難なため太陽光発電施設用地として譲渡するものです。排水関連は切土盛土なしで碎石敷き整地のみとし雨水は自然浸透となります。隣接、水利同意は頂いております。許可相当と考えます。5番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ150mのところにあります。現況は休耕畑です。隣接状況は東側が田、西側が防災道、南側が河川敷、北側が田となります。周辺農地への影響はありません。転用理由は4番と同様です。隣接、水利同意は頂いております。許可相当と考えます。6番、申請場所は5番と同様です。現況は休耕田です。隣接状況は東側が田、西側が畑、南側が畑、北側が田となり、周辺農地への影響はありません。転用理由、排水関連は5番と同様です。隣接、水利同意は頂いております。許可相当と考えます。7番、申請場所は5番、6番と同様です。現況は休耕田です。隣接状況は東側が田、西側が畑、南側が畑、北側が田となります。周辺農地への影響はありません。転用理由は譲渡人の母から農地を相続しましたが、東京に住んでいるため耕作することができず、太陽光発電施設として譲渡するものです。排水関連は4番、5番、6番と同様です。隣接、水利同意は頂いております。許可相当と考えます。8番、申請場所は5番、6番、7番と同様です。現況は休耕畑です。隣接状況は東側が田、西側が田、南側が田、北側が田となります。周辺農地への影響はありません。転用理由は7番と同様です。隣接、水利同意は頂いております。許可相当と考えます。9番、申請場所は5番、6番、7番、8番と同様です。現況は休耕畑です。隣接状況は東側が田、西側が田、南側が田、北側が畑となります。周辺農地への影響はありません。転用理由は4番、5番、6番、7番と同様です。排水関連は4番、5

番、6番、7番、8番と同様です。隣接、水利同意は頂いております。許可相当と考えます。10番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ200mのところにあります。現況は田です。隣接状況は東側が田、西側が田、南側が田、北側が田となります。周辺農地への影響はありません。転用理由は譲渡人の父から農地を相続しましたが、耕作することができず、太陽光発電施設として譲渡するものです。排水関連は4番、5番、6番、7番、8番、9番と同様です。隣接、水利同意は頂いております。許可相当と考えます。11番、申請場所は10番と同様です。現況は田です。隣接状況は東側が田、西側が田、南側が田、北側が田となります。周辺農地への影響はありません。転用理由は4番、5番、6番、9番と同様です。排水関連は4番、5番、6番、7番、8番、9番と同様です。隣接、水利同意は頂いております。許可相当と考えます。12番、申請場所は10番、11番と同様です。現況は田です。隣接状況は東側が田、西側が田、南側が日高川河川敷、北側が田となります。周辺農地への影響はありません。転用理由は4番、5番、6番、7番、8番、9番、11番と同様です。排水関連は4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番と同様です。隣接、水利同意は頂いております。許可相当と考えます。続いて、〇〇〇〇委員さんをお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。13番から報告いたします。13番、申請場所は〇〇〇〇より北へ100m、現況は休耕畑です。隣接状況等は東側が畑と宅地、西側が畑、南側が畑、北側が公衆用道路、転用理由は譲渡人は高齢で農業後継者もなく、農業を維持していくことが困難なため、太陽光発電施設として申請するものです。転用内容は太陽光パネル236枚、47.2kW発電設備、切土盛土なし。雨水は自然浸透です。問題ないと思います。14番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ600m、現況は休耕田です。隣接状況等は東側が畑、西側が里道、南側が公衆用道路、北側が田、転用理由は譲渡人は相続により当該地を承継したが、住居から遠く管理ができず、また獣害もあり農地として利用することが困難なため、太陽光発電施設として申請するものです。転用内容は太陽光パネル100枚、29.5kW発電設備、切土盛土なし。雨水は自然浸透です。問題ないと思います。15番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ600m、現況は休耕畑です。隣接状況等は東側が畑、西側が畑、南側が畑、北側が畑、転用理由は譲渡人は相続により当該地を承継したが、住居から遠く管理ができず、また獣害もあり農地として利用することが困難なため、太陽光発電施設として申請するものです。転用内容は太陽光パネル148枚、43.66kW発電設備、切土盛土なし。雨水は自然浸透です。問題ないと思います。16番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ600m、現況は休耕畑です。隣接状況等は東側が里道、西側が畑、南側が宅地、北側が宅地、転用理由は譲渡人は相続により当該地を承継したが、住居から遠く管理ができず、また獣害もあり農地として利用することが困難なため、太陽光発電施設として申請するものです。転用内容は太陽光パネル180枚、53.1kW発電設備、切土盛土なし。雨水は自然浸透です。問題ないと思います。17番、申請場所

は〇〇〇〇より南東へ600m、現況は休耕田です。隣接状況等は東側が里道、西側が里道、南側が公衆用道路、北側が里道、転用理由は譲渡人は相続により当該地を承継したが、住居から遠く管理ができず、また獣害もあり農地として利用することが困難なため、太陽光発電施設として申請するものです。転用内容は太陽光パネル84枚、24.78kW発電設備、切土盛土なし。雨水は自然浸透です。問題ないと思います。18番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ600m、現況は休耕田です。隣接状況等は東側が里道、西側が里道、南側が公衆用道路、北側が里道、転用理由は譲渡人は年齢的、体力的にも農業を行うことが困難となり、また獣害もあり農地として利用することが困難なため、太陽光発電施設として申請するものです。転用内容は太陽光パネル84枚、24.78kW発電設備、切土盛土なし。雨水は自然浸透です。問題ないと思います。19番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ600m、現況は休耕畑です。隣接状況等は東側が畑、西側が田、南側が水路、北側が公衆用道路、転用理由は譲渡人は相続により当該地を承継したが、農業を営んでおらず、また獣害もあり農地として利用することが困難なため、太陽光発電施設として申請するものです。転用内容は太陽光パネル160枚、42.4kW発電設備、切土盛土なし。雨水は自然浸透です。問題ないと思います。20番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ600m、現況は休耕畑です。隣接状況等は東側が畑、西側が田、南側が水路、北側が公衆用道路、転用理由は譲渡人は相続により当該地を承継したが、住居から遠く管理ができず、また獣害もあり農地として利用することが困難なため、太陽光発電施設として申請するものです。転用内容は太陽光パネル160枚、42.4kW発電設備、切土盛土なし。雨水は自然浸透です。問題ないと思います。21番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ400m、現況は休耕畑です。隣接状況等は東側が畑、西側が畑、南側が公衆用道路、北側が里道、転用理由は譲渡人は年齢的、体力的にも農業を行うことが困難となり、また獣害もあり農地として利用することが困難なため、太陽光発電施設として申請するものです。転用内容は太陽光パネル288枚、77.76kW発電設備、切土盛土なし。雨水は自然浸透です。問題ないと思います。22番、申請場所は〇〇〇〇より南東へ400m、現況は休耕畑です。隣接状況等は東側が畑、西側が畑、南側が公衆用道路、北側が里道、転用理由は譲渡人は相続により当該地を承継したが、住居から遠く管理ができず、また獣害もあり農地として利用することが困難なため、太陽光発電施設として申請するものです。転用内容は太陽光パネル288枚、77.76kW発電設備、切土盛土なし。雨水は自然浸透です。問題ないと思います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番については、4条申請の1番の案件と同じ敷地内で条件もほぼ同じなので、異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。周辺がすべて雑種地で農地への影響も無く、排水につい

ても特に問題ないことということで、異議ございません。

議 長 はい、3番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先ほど事務局から説明されたとおりです。異議ございません。

議 長 はい、4番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲受人は〇〇〇〇の関連に勤めております。異議ございません。

議 長 はい、5番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番について現地調査委員さんが詳しく説明していただきましたとおりでございます。異議ございません。

議 長 はい、13番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。同意書のない2件については、議案の提案理由の説明の中で、事務局からは問題はないということでありまして、現地調査委員さんからも問題はないということでありまして、異議ございません。

議 長 はい、14番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番までは公衆用道路を挟んだ上下に里道を挟んで隣接して太陽光発電施設を設置するものです。ここは日当たりが良く、ほとんどが耕作放棄地で、獣害も問題になっているところですので、異議ございません。21番と22番は以前から耕作放棄地となっており、隣接同意もあることから異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第5条申請22件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 12ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は206㎡、他1筆、合計380㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して果樹・梅畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は427㎡、他3筆、合計1,648㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意、水利同意はございます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は355㎡、他2筆、合計1,075㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意、水利同意はございます。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は109㎡、他3筆、合計1,075㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更した

いであります。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意、水利同意はございます。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が山林、現況が山林で一部畑、面積は7,879㎡の内1,597㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土してレモン畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意、水利同意は不要でございます。以上5件、ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ300m、現況は休耕畑です。隣接状況等は〇〇〇〇は東側が道路用地、西側が雑種地、南側が河川、北側が農道、〇〇〇〇は東側が畑、西側が道路用地、南側が河川、北側が農道、隣接同意、水利同意はございます。転用理由は平成28年9月に申請地を購入したが、低地であるため利便性を図るため盛土して梅畑にするものです。盛土は〇〇〇〇が1.5m、〇〇〇〇が1.7mから1.9m、雨水は自然浸透です。問題ないと思います。

2番、申請場所は〇〇〇〇より北へ200m、現況は休耕畑です。隣接状況等は東側が田、西側が雑種地、南側が田、北側が雑種地、隣接同意、水利同意はございます。転用理由は湿田で排水が悪いため盛土して梅畑にするものです。盛土が1.2m、雨水は申請地南側の排水路へ流します。問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より北へ200m、現況は休耕田です。隣接状況等は東側が畑、西側が田、南側が田、北側が市道、隣接同意、水利同意はございます。転用理由は塩害のため稲作ができていないので、盛土して梅畑にするものです。盛土が1.25m、雨水は申請地南側の市道側溝へ流します。問題ないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇より北へ200m、現況は休耕畑です。隣接状況等は東側が田、西側が市道、南側が市道、北側が市道、隣接同意、水利同意はございます。転用理由は塩害のため稲作ができていないので、盛土して梅畑にするものです。盛土が1.25m、雨水は申請地南側の市道側溝へ流します。問題ないと思います。5番、申請場所は〇〇〇〇より南へ500m、現況は山林で一部レモン畑です。隣接状況等は東側、西側、南側、北側がすべて山林、転用理由は申請地は地目が山林ですが一部畑で谷の状態になっているため、作業効率の向上を図るため、盛土してレモン畑にするものです。内容は盛土が4.5m、水抜き型ブロック3段積み、じゃかご、埋設排水パイプ、雨水はじゃかごから排水パイプを経て下流のため池へ排水します。問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。

〇〇番 委員 1番。〇〇番〇〇です。1番については、農道の高さまで嵩上げします。隣接同意、水利同意もあり、異議ございません。2番、3番、4番については財産放棄の関係で地元の3名の方に所有してもらうことになりました。盛土して梅畑します。隣接同意、水利同意もあり、異議ございません。5番については、所有地の山林を崩し、レモン畑にするということです。異議ご

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2反以上の形状変更の場合、開発の届出はらないのか。
 松平 主査 事業者が同一で2反以上の場合は、農業振興課への開発の届出をしなければ
 ならないとなっています。
 議 長 はい、議案第4号農地の形状変更願5件異議なしとのことでございます。
 そのように取り計らってよろしいでしょうか。
 委員 全員 異議なし。
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号
 農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。
 岡内 係長 14ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目
 は登記簿、現況共に畑、面積は1,503㎡、他1筆、合計2,439㎡、
 作物は梅、10アール当たりの収穫量は3トン、希望価格は300万円、
 所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、
 地目は登記簿が田、現況が畑、面積は276㎡、他2筆、合計751㎡、
 作物は梅、10アール当たりの収穫量は合計6トン、希望価格は200万
 円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上2件、ご審議の程よろしくお願
 いします。
 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員の状況説明をお願いし
 ます。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番については、ご本人の体調が思わしくなく、農業を
 される方がおられない状況です。場所は〇〇〇〇の梅畑です。
 議 長 はい、2番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番については、場所は〇〇〇〇で県道の高さと同じレ
 ベルの農地です。収穫量は合計6トンで現状は15年生くらいの梅畑です。
 以上です。
 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、議案第5号農地等売渡あっせん
 申出2件について、あっせんすることにご異議ございませんか。
 委員 全員 異議なし。
 議 長 はい、それでは、あっせん委員を私から指名させてもらってよろしいでし
 ょうか。
 委員 全員 異議なし。
 議 長 それでは、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さ
 んの3名です。よろしく申し上げます。続きまして、報告第1号農地法施
 行規制第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお
 願いします。
 松平 主査 16ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目
 は登記簿、現況共に畑、面積は1,074㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、
 使用目的及び規模は農業用倉庫25.28㎡、転用面積36.99㎡です。
 2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面
 積は152㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉
 庫27㎡、転用面積27㎡です。以上2件、ご報告申し上げます。
 議 長 報告第1号の2件について、ご意見、ご質問ございませんか。

- (なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは、続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。
- 松平 主査 17ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は440㎡の内6.80㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は221㎡の内8.80㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は584㎡の内7.00㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。以上3件、ご報告申し上げます。
- 議 長 報告第2号の3件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは、続きまして、報告第3号農地使用賃借契約の合意解約通知について、事務局からの説明をお願いします。
- 松平 主査 18ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は17㎡、賃人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成26年2月27日です。理由は市道の用地として寄付です。以上1件、ご報告申し上げます。
- 議 長 報告第3号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。それでは他の案件ですが、2月の県農業会議提出案件の5条8件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。
なければ、事務局からご報告がございます。
- 岡内 係長 下限面積の設定についてと平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（又は案）と平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（又は案）についての提案あり。
- 松平 主査 田辺市賃借料情報及び農業者年金加入推進記録簿についてと農地借入れの相談についての報告あり。
- 平田 局長 農地利用の最適化に関するアンケート結果についてと視察研修についての報告あり。
- 議 長 他に何かございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようございましたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございます。本日はこれで終了いたします。どうもあり

ありがとうございました。

午後 4 時 5 0 分終了